

開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて

上記の議案を別紙のとおり、開成町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和8年3月3日提出

提出者	開成町議会議員	星野洋一
賛成者	”	吉田敏郎
賛成者	”	清水友紀
賛成者	”	井上慎司

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い同法に定める議会に係る手続について文書等で行うとしていたものがオンライン化可能とされたことにより、開成町議会会議規則における諸手続についても文書等で行うとしていたものをオンラインによる方法でも行えるようにする等のため、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案します。



検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)

第1項から第3項まで、第32条(選挙結果の報告)第1項、第33条(選挙に関する疑義)及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(資格決定の通知)

第99条の2 法第127条(失職及び資格決定)第3項の規定により準用される法第118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第101条 議場に入る者は、帽子、マフラー等を着用し、又は\_\_\_\_\_傘等を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による通知等)

第123条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に

検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)

\_\_\_\_\_、第32条(選挙結果の報告)第1項、第33条(選挙に関する疑義)及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(新設)

(携帯品)

第101条 議場に入る者は、帽子、襟巻\_\_\_\_等を着用し、又はつえ、傘等を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは

\_\_\_\_\_この限りでない。

(新設)

関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第89条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第90条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署

し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。）」と、第4項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知（第6項の規定により第1項又は第2項の規定を適用する部分に限る。次項において同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

（新設）

第123条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第83条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。